

公益社団法人日本小唄連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は公益社団法人日本小唄連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、伝統芸能である小唄の昂揚と発展に関する事業を行い、もって我が国の文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小唄に関する演奏会の開催
- (2) 小唄の技能向上及び後進の育成指導
- (3) 小唄の普及及び小唄に関する顕彰、助成
- (4) 小唄に関する調査、研究
- (5) 会報及び小唄に関する出版物の刊行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。ただし、必要に応じ海外において実施することを妨げない。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会が推薦し、社員総会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、この法人の正会員2名以上の推薦によ

り入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の申し込みがあった日から次の理事会の開催日まで2週間を超える場合において、入会申込者が社員総会において別に定める会員規程所定の入会基準を満たしているものと会長が認めたときは、直ちに入会を認め、会長は、これを理事会に報告するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会員規程に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議により除名することができる。この場合において、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき、又は団体が解散したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会が付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理人による議決権の行使）

第17条の2 社員総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、正会員又は代理人は、代理権を

証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第17条の3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面をもって行使した議決権の数は、第17条の規定の適用については出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員及び員数)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上21名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長及び1名を専務理事とし、3名以内の副会長及び3名以内の常任理事を置くことができる。
- 3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 専務理事、副会長及び常任理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 会長及び副会長は同じ流派から選任しないこととする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、社員総会及び理事会の議決した事項を処理し、かつ会長の指揮を受けて業務を分担して執行する。専務理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会で定めるところに基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 会長、理事長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事は、満80歳に達したときは退任する。ただし、任期の途中で同年齢に達したときは、任期が満了する時までその任に当たるものとする。

(役員等の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役職者)

第26条 この法人には、相談役、参与及び顧問を若干名置くことができる。

(1) 相談役、参与及び顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

(2) 相談役は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(3) 参与は、重要な事項について会長の諮問に答える。

(4) 顧問は、有識者から選ばれ理事会において広く参考意見を述べるすることができる。

2 相談役、参与及び顧問は、無報酬とする

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事、副会長及び常任理事の選定及び解職

(開 催)

第28条の2 理事会は、毎事業年度4回開催するほか、次の各号に掲げる場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事が、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求をしたとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき。
- ④ 監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第29条 理事会は、前条第3号及び第4号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、開催日の5日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第29条の2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了する

までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) 役員等の報酬の基準を記載した書類
- (5) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益取得財産残額の算定)

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益法人の認定取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第10章 その他

(運営の規程)

第41条 この法人の運営に関する規程は理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は石塚正明とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款の一部変更は、令和6年12月1日から施行する(令和6年10月30日社員総会決議)。

2 第23条第5項の規定にかかわらず、前項の施行日の時点で満80歳に達している理事は、その任期が満了する時まで、なおその任に当たるものとする。